

社会福祉法人 みどり福祉会 役員等報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 みどり福祉会（以下「当法人」という。）定款 第八条及び第二一条の規定に基づき、役員及び評議員等（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(定 義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 評議員等とは、評議員及び評議員選任・解任委員会委員などの外部委員をいう。

3 役員等に対して、報酬は支弁しない。ただし、規定に基づくその費用を弁償することができるものとする。

(理事会及び評議員会の出席費用等)

第3条 役員等が理事会及び評議員会、評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表のとおり、1日の費用及び交通費等を支払うことができるものとする。

(改 廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の承認を経て行うものとする。

(補 則)

第5条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、定めるところとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

別表 1 (日額)

名 称	日 額	交通費等	
		実費費用額・実費	宿泊費用額・実費
役員会・理事出席	10,000円		
役員会・監事出席	10,000円		
評議員会・評議員出席	10,000円		